

社会福祉法人 尚生会

認知症高齢者グループホームかさま

運営規程

目次

第 1 条 事業の目的	第 11 条 勤務体制等の確保
第 2 条 運営方針	第 12 条 秘密保持
第 3 条 実施主体	第 13 条 運営推進会議
第 4 条 事業所の名称	第 14 条 記録の整理
第 5 条 従業者の職種、員数及び職務内容	第 15 条 感染症対策の強化
第 6 条 利用定員	第 16 条 業務継続に向けた取組みの強化
第 7 条 サービスの内容及び利用料その他費用の額	第 17 条 ハラスメント対策の強化
第 8 条 入居・退去にあたっての留意事項	第 18 条 高齢者虐待防止の推進
第 9 条 非常災害対策	第 19 条 その他運営についての留意事項
第 10 条 緊急時の対応	第 20 条 第三者評価

社会福祉法人尚生会
認知症高齢者グループホームかさま 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人尚生会が開設する「認知症高齢者グループホームかさま」(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症の状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護〈介護予防認知症対応型共同生活介護〉を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の介護従業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対し、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の援助及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。
- 2 事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なわない。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は社会福祉法人尚生会とする。

(事業の名称等)

第4条 事業所の名称及び住所地は次の通りとする。

- 1 名 称 認知症高齢者グループホームかさま
- 2 所在地 茨城県笠間市石井 2253 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 2名(常勤、兼務)
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 2 計画作成担当者 2名(兼務)
計画作成担当者は認知症対応型共同生活介護計画(介護予防認知症対応型共同生活介護計画)を作成し、自らも介護を行う。
- 3 介護従業者 6名以上
介護従業者は、適切な介護技術をもって、利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するものとする。

(利用定員)

第6条 居室の定員は1名とし、利用定員2ユニット18名とする。

- 2 入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(サービス内容及び利用料その他費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護が法定代理受領サービスであるときは、市町村が定めた負担割合に準じた額とする。詳細は別紙に定める利用料金表の通りとする。

- 2 前項の支払いを受けける額のほか、別紙料金表に定める介護保険給付対象外サービスに係る費用を利用者から徴収することとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をし、同意を得ることとする。

(入居・退所に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、入居に当たって、運営規定その他の規則を遵守し、運営に必要な事業者の指示に従うものとする。また退所の基準として、要介護認定により入所者が「自立」又は「要支援1」と判定された場合、入居者から申し出があった場合、施設から退所の申し出を行った場合、施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合、施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合により退所となる（3カ月以上の入院又は入院が見込まれる場合も退所となる場合がある）。

(非常災害対策)

第9条 事業所の消防計画に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また地域住民との連携が図れるよう訓練参加が得られるよう努める。

(緊急時の対応)

第10条 認知症対応型共同生活介護を提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合は、看護職員を中心として速やかに主治医又予め定めた協力医療機関、家族への連絡等の必要な措置を講じるものとする。また、その他緊急事態への対応は、別に定める非常時対応マニュアルに基づいて実施する。

(勤務体制等の確保)

第11条 利用者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 前項の介護従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。
- 3 従業者の質的向上を図るため、研修機会を別紙、事業計画書のとおりとする。

(秘密保持)

第 12 条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らし
てはならないものとする。従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の
秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき
旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(運営推進会議)

第 13 条 認知症対応型共同生活介護が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運
営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 2 ヶ月に 1 回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表、笠間市の担当職
員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応
型共同生活介護についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが提
供されているかの確認、地域との意見交換、交流とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表する。

(記録の整理)

第 14 条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整理しておくものとする。

- 2 利用者に対するサービス提供に係る諸記録を整理し、その完結の日から 5 年間保存す
るものとする。

(感染症対策の強化)

第 15 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に
おける措置を講じるものとする。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレ
ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催
するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓
練を定期的に実施する。

(業務継続に向けた取組の強化)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する提供を継続的に実

施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント対策の強化）

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（高齢者虐待防止の推進）

第18条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）責任者の選定（責任者：ケアハウスかさま施設長）

（2）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回）

（3）虐待等に対する相談窓口の設置

（4）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第19条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水、食材料について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。

3 認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応共同生活介護計画を作成し、その計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録をし、状況に応じた見直しを行う。

4 利用者は、事業者が加入する、社会福祉施設賠償責任保険の対象者となる。

5 提供したサービスに係る利用者からの苦情については、苦情処理マニュアルに従って必要な措置を講ずるものとする。

6 事業所は、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人尚生会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(第三者評価)

第 20 条 毎年 1 回外部評価を受審する。5 年経過後、2 年毎の受審とする。

附 則

平成 29 年	4 月 1 日	施行
平成 30 年	4 月 1 日	施行
平成 31 年	4 月 1 日	施行
令和 2 年	4 月 1 日	施行
令和 3 年	4 月 1 日	施行
令和 4 年	4 月 1 日	施行
令和 4 年	8 月 1 日	施行
令和 4 年 10 月 1 日		施行
令和 5 年	4 月 1 日	施行
令和 6 年	4 月 1 日	施行

認知症高齢者グループホームかさま【サービス利用料金表】

(運営規定別紙) R6 4月1日

下記の利用料金表によって、利用者の要介護・要支援区分に応じたサービス利用料金
(市町村が定めた負担割合に準じた額)とそれぞれのサービス内容の合計金額をお支払い下さい。
※★は対象者のみとなります。

≪介護保険給付対象サービス≫ 1割負担の額を表記

要介護度	要支援2 単位	要介護1 単位	要介護2 単位	要介護3 単位	要介護4 単位	要介護5 単位
利用料金(1日)	749	753	788	812	828	845
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ			37 単位/日			
医療連携体制加算(Ⅱ)			5 単位/日			
協力医療機関連携加算			100 単位/月			
科学的介護推進体制加算			40 単位/月			
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			6 単位/日			
★初期加算			30 単位/日	入所時から30日間のみ		
★退去時相談援助加算			400 単位/回			
★退去時情報提供加算			250 単位/回			
★看取り介護加算			72 単位/日	(死亡日以前31日以上45日以下)		
※医師からの看取りの同意日			144 単位/日	(死亡日以前4日以上30日以下)		
から死亡日までの日数により			680 単位/日	(死亡日以前2日又は3日)		
単位数が変わります。			1280 単位/日	(死亡日)		
入院時費用			246円 単位/日	1か月に6日を限度とする		
新興感染症等施設療養費			240円 単位/日			
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)			5 単位/月			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記、サービス料金の合計 × 11.1%(小数点以下四捨五入)					
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	上記、サービス料金の合計 × 2.3%(小数点以下四捨五入)					
介護職員等ベースアップ等支援加算	上記、サービス料金の合計 × 2.3%(小数点以下四捨五入)					
地域区分7級地	上記、サービス料金の合計 × 1.4%(小数点以下四捨五入)					

※看取り介護加算とは、医師が回復の見込みがないと判断したご入居者様に対して、人生の最後の時までその人らしさを維持できるように利用者様やご家族の意思を尊重して医師・看護師・介護職員が連携を保ちながら見取りをする場合に算定する加算です。

≪介護保険給付対象外サービス≫

①施設管理費	40,000円 /月
②食材料費	46,500円 /月 (1日1,500円×31日)
③水光熱費	17,000円 /月
④理美容代	実費 (出張サービスあり)
⑤レクリエーション代	実費 (施設外レク行事交通費・入場料等)
⑥おむつ代	実費
⑦教養娯楽代	実費 (クラブ材料代500円~1,000円)
⑧外出燃料代	500円 /15分
⑨退所時費用	実費
⑩複写物の交付	10円 /枚

※(例) 1ヶ月31日の利用料金(①施設管理費・②食材料費・③水光熱費含む)

介護度 負担割合	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	131,005	132,795	134,068	134,941	135,523	136,141
2割負担	158,509	162,091	164,636	166,382	167,546	168,781
3割負担	186,014	191,386	195,204	197,823	199,569	201,422